

令和 6 年 9 月 4 日 開 会

①

令和 6 年第 3 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和 6 年第 3 回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第125号議案 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 2 号）	1
第126号議案 令和 6 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）	9
第127号議案 令和 6 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	12
第128号議案 茨城県県税条例の一部を改正する条例	15
第129号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	16
第130号議案 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例	17
第131号議案 茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	18
第132号議案 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例	23
第133号議案 茨城県特定金属類取扱業に関する条例	24

予

算

第125号議案

令和6年度 茨城県一般会計補正予算（第2号）

令和6年度茨城県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,764,907千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,260,178,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年9月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 分 担 金 及 び 金 負 担		8,175,391 ^{千円}	23,000 ^{千円}	8,198,391 ^{千円}
	2 負 担 金	7,496,142	23,000	7,519,142
9 国 庫 支 出 金		131,047,968	993,829	132,041,797
	2 国 庫 補 助 金	77,398,885	993,829	78,392,714
11 寄 附 金		130,818	18,000	148,818
	1 寄 附 金	130,818	18,000	148,818
12 繰 入 金		45,837,300	333,000	46,170,300
	2 基 金 繰 入 金	45,088,849	333,000	45,421,849
13 繰 越 金		5,000,000	652,078	5,652,078
	1 繰 越 金	5,000,000	652,078	5,652,078
15 県 債		82,668,800	5,745,000	88,413,800
	1 県 債	82,668,800	5,745,000	88,413,800
歳 入 合 計		1,252,413,114	7,764,907	1,260,178,021

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 保 健 医 療 費		137,645,752 ^{千円}	357,000 ^{千円}	138,002,752 ^{千円}
	3 医 薬 費	11,823,436	343,000	12,166,436
	5 公 衆 衛 生 費	13,210,336	14,000	13,224,336
7 福 祉 費		92,710,006	244,680	92,954,686
	3 障 害 福 祉 費	40,280,912	11,680	40,292,592
	4 長 寿 福 祉 費	3,673,448	233,000	3,906,448
8 労 働 費		3,723,773	6,800	3,730,573
	1 労 働 政 策 費	680,892	6,800	687,692
9 農 林 水 産 業 費		42,393,275	154,560	42,547,835
	2 畜 産 業 費	2,672,321	18,560	2,690,881
	5 農 地 費	16,551,424	136,000	16,687,424
12 商 工 費		117,843,618	18,000	117,861,618
	1 産 業 政 策 費	112,501,279	18,000	112,519,279
13 土 木 費		98,967,341	6,942,443	105,909,784
	2 道 路 橋 梁 費	59,935,467	3,082,169	63,017,636
	3 河 川 海 岸 費	20,095,150	3,788,274	23,883,424
	4 港 湾 費	5,833,352	72,000	5,905,352
14 警 察 費		64,542,305	41,424	64,583,729
	2 警 察 活 動 費	6,289,540	41,424	6,330,964
歳 出 合 計		1,252,413,114	7,764,907	1,260,178,021

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 生活環境費	2 環境保全費	産業廃棄物処理施設確保対策費	千円 2,376,000
9 農林水産業費	4 水産業費		142,600
		広域漁港整備事業費	142,600
		水産基盤ストックマネジメント事業費	105,600
			37,000
11 立地推進費	1 立地推進費	都市計画事業土地区画整理事業出 特別会計へ繰出	7,500
13 土木費	2 道路橋梁費		31,882,908
			27,045,318
		地方道路整備費	13,316,204
		県単道路改良費	607,496
		地方道路整備費	6,818,925
		道路補修費	5,543,833
		交通安全施設費	758,860
	3 河川海岸費		3,725,800
		国補河川改修事業費	1,742,000
		ダム堰堤改良事業費	70,000
		河川防災費	1,514,000
		通常砂防費	39,000
		国補急傾斜地崩壊対策事業費	90,000
		県単急傾斜地崩壊対策事業費	97,000
		県単砂防費	19,000
		海岸防災費	94,000

		海 岸 保 全 施 設 整 備 事 業 費	60,800
	4 港 湾 費		289,470
		国 補 統 合 補 助 事 業 費	216,470
		港 湾 維 持 改 良 費	73,000
	5 都 市 計 画 費		484,920
		国 補 公 園 事 業 費	402,100
		市 町 村 公 共 下 水 道 受 託 事 業 費	82,820
	6 住 宅 費	公 営 住 宅 建 設 費	337,400
	合 計		34,409,008

第3表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方道路整備 工事請負契約	主要地方道土浦竜ヶ崎線、阿見町小池地内外4箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	850,000千円
県単道路緊急修繕 工事請負契約	一般国道125号、土浦市高岡地内外23箇所の舗装修繕に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	940,000千円
県単道路植栽管理 工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	800,000千円
県単道路維持 工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	80,000千円
橋梁点検 業務委託契約	鉄道及び高速道路を跨ぐ道路橋の定期点検業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	190,000千円
電線共同溝整備 工事請負契約	一般県道上水戸停車場千波公園線、水戸市大工町地内外2箇所の電線共同溝整備に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	120,000千円
県単交通安全施設 工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	150,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	200,000千円
海岸保全施設整備 工事請負契約	鹿嶋海岸、鹿嶋市荒野地先外1箇所の養浜に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	70,000千円
県単水辺空間づくり 河川整備事業 工事請負契約	一級河川前川、潮来市潮来地先の河川堤防護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	5,000千円
港湾統合補助事業 工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	99,000千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 313,600	千円 －	千円 313,600	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	363,500	－	363,500			
土地改良事業	2,726,000	－	2,726,000			
河 川 事 業	12,643,300	3,069,400	15,712,700			
海岸整備事業	209,400	－	209,400			
砂 防 事 業	73,500	－	73,500			
急傾斜地崩壊 対策事業	142,000	－	142,000			
港湾整備事業	1,981,300	64,800	2,046,100			
道路橋梁整備事業	23,471,600	2,292,300	25,763,900			
街 路 事 業	427,100	－	427,100			
空港整備事業	12,600	－	12,600			
放課後児童クラブ 整備事業	114,100	－	114,100			
産業技術専門学院 整備事業	20,500	－	20,500			
いばらき就職支援 センター整備事業	11,400	－	11,400			
茨城県職業人材育成 センター整備事業	70,800	－	70,800			
体育施設整備事業	172,500	－	172,500			
公営住宅建設事業	916,700	－	916,700			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	16,800	－	16,800			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	176,200	－	176,200			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	81,000	290,800	371,800			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	29,800	－	29,800			
単独災害復旧事業	173,300	－	173,300			
保護施設整備事業	35,600	－	35,600			
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	210,800	－	210,800			
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業	473,400	－	473,400			
障 害 福 祉 施 設 整 備 事 業	6,370,000	－	6,370,000			
総 合 福 祉 会 館 整 備 事 業	136,000	－	136,000			
県庁舎等整備事業	104,300	－	104,300			
大気汚染監視機器 整備事業	11,800	－	11,800			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	1,121,200	17,800	1,139,000			

警察施設整備事業	1,657,400	—	1,657,400			
公 園 事 業	541,400	—	541,400			
高 校 整 備 事 業	3,818,100	—	3,818,100			
文化施設整備事業	316,600	—	316,600			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	86,900	—	86,900			
特 別 支 援 学 校 整 備 事 業	1,305,100	—	1,305,100			
空港周辺整備事業	39,600	—	39,600			
地 域 鉄 道 設 備 等 整 備 事 業	93,000	—	93,000			
災害救助対策事業	3,600	—	3,600			
消防施設整備事業	233,900	—	233,900			
県立医療大学設備 整 備 事 業	300,200	—	300,200			
農 業 大 学 校 施 設 整 備 事 業	30,600	—	30,600			
農業総合センター 施 設 整 備 事 業	74,200	—	74,200			
原 種 苗 セ ン タ ー 整 備 事 業	29,700	—	29,700			
情報テクノロジー大 学 校 (仮 称) 整 備 事 業	684,200	—	684,200			
県民文化センター 施 設 整 備 事 業	164,000	—	164,000			
霞ヶ浦環境科学セン タ ー 整 備 事 業	26,600	—	26,600			
園芸リサイクルセン タ ー 整 備 事 業	42,300	—	42,300			
畜産センター施設 整 備 事 業	27,600	—	27,600			
家 畜 保 健 衛 生 所 施 設 整 備 事 業	40,800	9,900	50,700			
保 健 所 施 設 整 備 事 業	412,000	—	412,000			
いばらき予防医学プラ ザ 整 備 事 業	107,800	—	107,800			
公 共 処 分 場 整 備 事 業	1,969,600	—	1,969,600			
地 域 活 性 化 事 業	241,800	—	241,800			
防 災 対 策 事 業	551,000	—	551,000			
合 併 特 例 事 業	1,157,600	—	1,157,600			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	4,938,200	—	4,938,200			
緊急防災・減災事業	568,500	—	568,500			
上水道事業出資金	2,489,000	—	2,489,000			40 年 以 内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	7,100,000	—	7,100,000			} 30 年 以 内 (据置期間を含む。)
退 職 手 当 債	1,000,000	—	1,000,000			
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	7,400	—	7,400	普 通 貸 借	無 利 子	12 年 以 内 (据置期間を含む。)
合 計	82,668,800	5,745,000	88,413,800			

第126号議案

令和 6 年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 9 月 4 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾事業費			千円 995,500
	4 港湾建設費	港湾建設費	995,500
合 計			995,500

第2表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港常陸那珂港区 機能施設整備 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区のふ頭用地整備及び荷役機械整備に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	500,000千円

第127号議案

令和 6 年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 6 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 9 月 4 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費			千円 539,500
	2 島名・福田坪開発事業費	島名・福田坪整備事業費	177,000
	3 上河原崎・中西開発事業費	上河原崎・中西整備事業費	362,500
合 計			539,500

条 例 ・ そ の 他

第128号議案

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第40条の4第1項中「医療法人及び」を「医療法人等（医療法人及び）」に、「第21条の7」を「第21条の8」に、「（以下本項において「医療法人等」という）」を「をいう。以下この項において同じ」に改める。

第40条の19の2の次に次の1条を加える。

（特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用）

第40条の19の3 消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者が国内（法の施行地をいう。）において行う同項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供（同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）が同法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

付則第17条の7第1項第2号中「第10条の2の2第1項各号」を「第10条の2の2第2項各号」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改め、同項第3号中「第10条の2の2第3項」を「第10条の2の2第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同項第4号中「第10条の2の2第5項」を「第10条の2の2第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同項第5号中「第10条の2の2第7項」を「第10条の2の2第8項」に改め、同条第5項中「第10条の2の2第11項」を「第10条の2の2第12項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第40条の4第1項の改正規定（「第21条の7」を「第21条の8」に改める部分に限る。）並びに付則第17条の7第1項及び第5項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の茨城県県税条例第40条の19の3の規定は、令和7年4月1日以後に国内（地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地をいう。以下同じ。）において行われる電気通信利用役務の提供（同条に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の例による。

令和6年9月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第129号議案

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第5号イ」に改め、「同号に規定する特定業務施設の用に供する設備（」を削り、「に限る。以下「法対象特別償却設備」という」を「(同項第5号に規定する特定業務施設の用に供するものに限る）」に、「法対象特別償却設備を」を「特別償却設備を」に改める。

第3条第1項中「又は増設した法対象特別償却設備」を「若しくは増設した地域再生法第17条の6の省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「法対象特別償却設備」という。）」に改め、同条第2項中「又は増設した」を「若しくは増設した」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「整備する事業」の次に「(これと併せて行う事業で条例対象業務施設の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって規則で定めるものを整備する事業を含む。)」を加え、同条第3項第1号中「常時」を「条例対象業務施設において常時」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第3条（同条例第6条において準用する場合を含む。）の規定は、地域再生法の一部を改正する法律（令和6年法律第17号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後に新設し、若しくは増設した家屋又はその敷地である土地の取得について適用し、同日前に新設し、若しくは増設した家屋又はその敷地である土地の取得については、なお従前の例による。

令和6年9月4日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第130号議案

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（平成17年茨城県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2のその9の表中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「1立方センチメートルにつき個」を「1ミリリットルにつきコロニー形成単位」に、「1,000」を「300」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第131号議案

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例（平成16年茨城県条例第19号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

茨城県立情報テクノロジー大学校の設置及び管理に関する条例

第1条中「法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校」を「職業能力開発大学校（法第15条の7第1項第3号に規定する職業能力開発大学校をいう。以下同じ。）」に、「茨城県立産業技術短期大学校（以下「短期大学校」を「茨城県立情報テクノロジー大学校（以下「大学校」に改める。

第2条中「短期大学校」を「大学校」に、「専門短期課程」を「応用課程並びに専門短期課程及び応用短期課程」に改める。

第3条中「短期大学校に専門課程の」を「大学校の専門課程に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 大学校の応用課程に訓練生として入学することのできる者は、専門課程の高度職業訓練（法第15条の7第1項第2号に規定する高度職業訓練をいう。以下同じ。）を修了した者又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者とする。

第4条中「短期大学校に専門課程の」を「大学校の専門課程又は応用課程に」に改める。

第5条第1項中「短期大学校に専門課程の」を「大学校の専門課程又は応用課程に」に、「入学を」を「入学することを」に改め、同条第2項中「短期大学校」を「大学校」に改め、「特別聴講生」の次に「（専門課程又は応用課程に訓練生として在学する者以外の者で、これらの訓練課程の教科の科目の一部を履修するものをいう。第8条の2において同じ。）」を加え、同条第3項中「短期大学校」を「大学校」に改め、「専門短期課程」の次に「又は応用短期課程」を加え、同条第4項の表中

入 学 料	入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者	126,750円	を
	その他の者	195,000円	

」

入 学 料	入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者	126,750円（大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあつては、56,550円）	に
	その他の者	195,000円（大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあつては、87,000円）	

」

改める。

第8条の2中「短期大学校と学校教育法第1条に規定する大学」を「大学校と大学（学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条第1項中「短期大学校」を「大学校」に改め、同項第4号中「教科」を「総訓練時間（教科」に、「時間が」を「時間をいう。以下同じ。）が」に改め、同項第7号中「法第27条第1項に規定する職業訓練指導員」を「職業訓練指導員（法第27条第1項に規定する職業訓練指導員をいう。以下同じ。）」に改め、同号ア中「次条第1号」を「第14条第1項第1号」に、「又は同条第4号」を「同項第4号」に改め、「もの」の次に「又は同項第10号に該当する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの」を加え、同条第2項中「ほか、」の次に「大学校の専門課程の」を加える。

第11条中「短期大学校」を「大学校」に改め、同条第5号中「教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間」を「総訓練時間」に改める。

第13条中「短期大学校」を「大学校」に改め、同条を第15条とする。

第12条各号列記以外の部分中「短期大学校」を「大学校の専門課程の高度職業訓練」に改め、同条第1号中「昭和44年労働省令第24号」の次に「。次項第1号及び第11号において「省令」という。」を加え、同条第2号中「含む」の次に「。次項第2号において同じ」を加え、「以下この条において「改正省令」を「第9号において「平成25年改正省令」に改め、「指導員訓練」の次に「(次項第1号において「研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練」という。)」を加え、同条第3号中「学校教育法第1条に規定する大学又は法第15条の7第1項に規定する職業能力開発短期大学校」を「大学等(大学又は職業能力開発短期大学校(法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校をいう。以下同じ。))に、「法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「大学等」という)」を「職業能力開発総合大学校(法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ」に改め、同条第6号中「助手」を「, 助手」に改め、同条第8号中「教育訓練」を「, 教育訓練」に改め、同条第9号中「含む」の次に「。次項第11号において同じ」を加え、「改正省令」を「平成25年改正省令」に改め、「指導員訓練」の次に「(同号において「長期課程の指導員訓練」という。)」を加え、同条に次の2号を加える。

(10) 職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下この号及び次号並びに次項第12号において「旧省令」という。)第36条の5に規定する長期養成課程, 短期養成課程(旧省令第36条の6の2第2号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース(次号において「実務経験者訓練技法習得コース」という。))に係るものに限る。次項第12号において同じ。)又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者(旧省令第36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者)にあっては, 専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。同号において同じ。)

(11) 旧省令第36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者)にあっては, 法第30条第2項に規定する職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は旧省令第36条の6の2第1号に規定する指定講習受講資格者であって, 職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したものに限る。)のうち10年以上の実務の経験を有する者であって, 教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

第12条に次の1項を加える。

2 法第30条の2第1項の条例で定める者で大学校の応用課程の高度職業訓練に係るものは, 次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 省令第36条の5に規定する高度養成課程(同条に規定する応用課程担当者養成コースに係るものに限る。)の指導員養成訓練又は研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練を修了した者であって, 教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(2) 博士若しくは修士の学位を有する者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって, 教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(3) 職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校において, 教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者

(4) 大学又は職業能力開発短期大学校において, 教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって, 教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(5) 職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校において, 准教授, 専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者

- (6) 大学又は職業能力開発短期大学校において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (7) 大学等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (8) 大学等において、3年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (9) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
- (10) 3年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であって、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- (11) 10年以上（省令第36条の5に規定する高度養成課程（同条に規定する専門課程担当者養成コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練若しくは長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位を有する者にあつては、5年以上）の実務の経験を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (12) 旧省令第36条の5に規定する長期養成課程、短期養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (13) 前項第11号に掲げる者

第12条を第14条とし、第11条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（応用短期課程の高度職業訓練に関する基準）

第13条 法第19条第1項の条例で定める基準で大学校の応用短期課程の高度職業訓練に関するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者は、職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 教科は、その科目が職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法は、通信の方法とすることもできること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削による指導若しくは面接による指導又はその両方を行うこと。
- (4) 訓練期間は、1年以下の適切な期間であること。
- (5) 訓練時間は、訓練期間において、総訓練時間が60時間以上であること。
- (6) 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

第10条の次に次の1条を加える。

（応用課程の高度職業訓練に関する基準）

第11条 法第19条第1項の条例で定める基準で大学校の応用課程の高度職業訓練に関するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教科は、その科目が将来職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (2) 訓練の実施方法は、通信の方法とすることもできること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削による指導若しくは面接による指導又はその両方を行うこと。
- (3) 訓練期間は、2年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、2年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができること。
- (4) 訓練時間は、訓練期間において、総訓練時間が2,800時間以上であり、かつ、1年につき、おおむね1,400時間であ

ること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年につきおおむね700時間とすることができ
ること。

(5) 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(6) 訓練生の数は、訓練を行う1単位につき40人以下であること。

(7) 職業訓練指導員は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であり、かつ、そ
のうち1名以上が次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 第14条第2項第1号、第3号若しくは第4号に該当する者、同項第2号に該当する者で博士の学位（外国におい
て授与されたこれに該当する学位を含む。）を有するもの又は同項第12号に該当する者で同号に規定する高度養成
課程の指導員養成訓練を修了したもの

イ 研究所、試験所等に10年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる
能力を有すると認められる者

(8) 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、それぞれ訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、大学校の応用課程の訓練科に係る高度職業訓練に関する基準については、規則で定め
る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、付則第5項から第9項までの規定は、令和7年4月1日から
施行する。

（短期大学校の専門課程の取扱い）

2 この条例による改正前の茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例（以下この項から付則第4項まで
において「改正前の条例」という。）第1条に規定する茨城県立産業技術短期大学校（次項、付則第4項及び付則第8
項各号において「短期大学校」という。）の専門課程（改正前の条例第2条に規定する専門課程をいう。）は、この条例
の施行の日（次項において「施行日」という。）において、この条例による改正後の茨城県立情報テクノロジー大学校
の設置及び管理に関する条例（以下この項から付則第5項までにおいて「改正後の条例」という。）第1条に規定する
茨城県立情報テクノロジー大学校（次項から付則第5項まで、付則第7項及び付則第8項各号において「大学校」とい
う。）の専門課程（改正後の条例第2条に規定する専門課程をいう。）となるものとする。

（短期大学校の専門課程に在学する者の取扱い）

3 施行日の前日に短期大学校に専門課程（改正前の条例第2条に規定する専門課程をいう。）の訓練生として在学する
者は、施行日において、大学校の専門課程（改正後の条例第2条に規定する専門課程をいう。）に訓練生として在学す
ることとなるものとする。

4 前項に規定する者が短期大学校に専門課程（改正前の条例第2条に規定する専門課程をいう。付則第8項各号におい
て同じ。）の訓練生として在学していた期間は、大学校の専門課程（改正後の条例第2条に規定する専門課程をいう。
次項及び付則第7項において同じ。）に訓練生として在学していた期間とみなす。

（令和8年度入学を志願する者に係る入学者選考試験手数料）

5 令和8年度に大学校の専門課程又は応用課程（改正後の条例第2条に規定する応用課程をいう。付則第7項及び付則
第8項各号において同じ。）に訓練生として入学することを志願する者は、入学者選考試験手数料を納付しなければなら
ない。

6 前項の入学者選考試験手数料は18,000円とし、入学願書を提出する時に納付するものとする。

（令和8年度入学者に係る入学科）

7 令和8年度に大学校の専門課程又は応用課程に訓練生として入学しようとする者は、入学科を納付しなければならな

い。

8 前項の入学料は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、入学の手続を行う時に納付するものとする。

- (1) 入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者 126,750円（短期大学校の専門課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第2号に規定する高度職業訓練をいう。次号において同じ。）を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあつては、56,550円）
- (2) その他の者 195,000円（短期大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあつては、87,000円）

（茨城県証紙条例の一部改正）

9 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第161項を次のように改める。

161 情報テクノロジー大学校入学者選考試験手数料

（茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

10 茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和49年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院」を「茨城県立情報テクノロジー大学校併設水戸産業技術専門学院」に改める。

（茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

11 茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年茨城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

令和6年9月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第132号議案

茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校設置条例（昭和39年茨城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2 茨城県立明野高等学校の項を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（茨城県立明野高等学校の存続に関する経過措置）
- 2 この条例による改正前の茨城県県立学校設置条例別表第2に規定する茨城県立明野高等学校は、この条例による改正後の茨城県県立学校設置条例別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に当該高等学校に在学する者（施行日から令和9年3月31日までの間にこれらの者が属する学年に転入学し、編入学し、又は再入学した者を含む。）が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続するときの令和9年4月1日以後の茨城県立明野高等学校の位置は、桜川市真壁町飯塚とする。

令和6年9月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第133号議案

茨城県特定金属類取扱業に関する条例

茨城県金属くず取扱業に関する条例（昭和32年茨城県条例第3号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定金属類取扱業の許可等（第3条—第10条）
- 第3章 特定金属類取扱業者の遵守事項等（第11条—第19条）
- 第4章 監督（第20条—第23条）
- 第5章 雑則（第24条）
- 第6章 罰則（第25条—第31条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、盗難等に遭った特定金属類の流通の防止及び速やかな発見を図るため、特定金属類取扱業に係る業務について必要な規制を行い、もって特定金属類に係る窃盗その他の犯罪の防止を図るとともに、その被害の迅速な回復に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「特定金属類」とは、次の各号のいずれかに該当する物であつて、一度使用されたもの若しくは使用されることなく使用のために取引されたもの又は製品の製造、加工若しくは修理に伴い副次的に得られたものをいう。ただし、古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項に規定する古物に該当するものを除く。

- (1) アルミニウム、鉄、銅及びこれらの合金並びにこれらの製品（次号に掲げるものを除く。）
 - (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車その他解体することによりアルミニウム、鉄、銅又はこれらの合金を回収することができる製品として公安委員会規則で定めるもの
 - (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車の装置であつて、当該装置内の部品に塗布されたロジウム、パラジウム又は白金を触媒として大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスを浄化するもの
- 2 この条例において「特定金属類取扱業」とは、特定金属類を売買し、交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（以下「盗品等」という。）の流通のおそれが少ないものとして公安委員会規則で定めるものを除く。）をいう。
- 3 この条例において「特定金属類取扱業者」とは、次条の許可を受けて特定金属類取扱業を営む者をいう。

第2章 特定金属類取扱業の許可等

（許可）

第3条 特定金属類取扱業を営もうとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第4条 公安委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- (3) 古物営業法、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくはこの条例の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (4) 古物営業法第24条第1項の規定により同法第2条第2項に規定する古物営業（同項第3号に掲げる営業を除く。次号において「古物営業」という。）の許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるときは、当該取消しに係る同法第25条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の公示の日（同号において「聴聞の公示日」という。）前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (5) 古物営業法第24条第1項の規定による古物営業の許可の取消しに係る聴聞の公示日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に同法第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの（当該返納をした者が法人であるときは、当該取消しに係る聴聞の公示日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該返納の日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (6) 質屋営業法第25条第1項の規定により同法第1条第1項に規定する質屋営業（次号において「質屋営業」という。）の許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるときは、当該取消しに係る同法第26条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の公示の日（同号において「聴聞の公示日」という。）前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (7) 質屋営業法第25条第1項の規定による質屋営業の許可の取消しに係る聴聞の公示日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に同法第9条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その質屋営業の廃業について相当の理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの（当該返納をした者が法人であるときは、当該取消しに係る聴聞の公示日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該返納の日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (8) 第22条の規定により特定金属類取扱業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるときは、当該取消しに係る第23条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の公示の日（次号において「聴聞の公示日」という。）前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (9) 第22条の規定による特定金属類取扱業の許可の取消しに係る聴聞の公示日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第9条第1項第5号の規定による特定金属類取扱業の廃止の届出をした者（その特定金属類取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの（当該届出に係る特定金属類取扱業者が法人であるときは、当該取消しに係る聴聞の公示日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該届出の日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第14号において「暴力団員等」という。）
- (11) 心身の故障により特定金属類取扱業の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの
- (12) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（特定金属類取扱業者（法人を除く。）の相続人であって、その法定代理人が前各号、次号及び第14号のいずれにも該当しないものを除く。）

- (13) 法人で、その役員のうちに第1号から第11号までのいずれかに該当する者があるもの
- (14) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
(許可の手續)

第5条 第3条の許可を受けようとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に公安委員会規則で定める書類を添付して、公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所（行商のみをしようとする者にあっては、行商の本拠となる事務所又は住所をいう。以下同じ。）の名称及び所在地
- (3) 行商をしようとする者であるかどうかの別
- (4) 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
(許可の更新)

第6条 第3条の許可は、当該許可の日から起算して5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前2条の規定は、第1項の許可の更新について準用する。

(許可の取消し)

第7条 公安委員会は、第3条の許可を受けた者について、次の各号のいずれかに掲げる事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可（前条第1項の許可の更新を含む。第3号において同じ。）を受けたこと。
- (2) 第4条各号に掲げる者のいずれかに該当していること。
- (3) 正当な事由がないのに、許可を受けてから6月以内に営業を開始せず、又は引き続き6月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

(変更の届出)

第8条 特定金属類取扱業者は、第5条各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第9条 特定金属類取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号に掲げる場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) その許可に係る特定金属類取扱業を廃止した場合 特定金属類取扱業者であった個人又は特定金属類取扱業者であった法人を代表する役員

- 2 特定金属類取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第3条の許可は、その効力を失う。

(名義貸しの禁止)

第10条 第3条の許可を受けた者は、自己の名義をもって、他人に特定金属類取扱業を営ませてはならない。

第3章 特定金属類取扱業者の遵守事項等

(行商の証明書の携帯等)

第11条 特定金属類取扱業者(法人を除く。)は、行商をするときは、公安委員会規則で定める証明書を携帯していなければならない。

2 特定金属類取扱業者は、その従業者に行商をさせるときは、当該従業者に前項の証明書を携帯させなければならない。

3 特定金属類取扱業者(法人を除く。)又は特定金属類取扱業者の従業者は、行商をする場合において、取引の相手方から第1項の証明書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(標識の掲示義務等)

第12条 特定金属類取扱業者は、県内に所在する営業所ごとに、第3条の許可(第6条第1項の許可の更新を含む。第25条第2号において同じ。)を受けたことを示す公安委員会規則で定める様式の標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 特定金属類取扱業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の公安委員会規則で定める場合を除き、公安委員会規則で定めるところにより、その氏名又は名称、住所その他公安委員会規則で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(営業の制限)

第13条 特定金属類取扱業者は、その営業所又は取引の相手方の住居(住所又は居所をいう。次条第1項第1号において同じ。)、事務所、事業所、倉庫、作業場所その他これらに準ずる場所以外の場所において、特定金属類の買受け、交換又は売却若しくは交換の受託(以下「買受け等」という。)をするため、特定金属類取扱業者以外の者から特定金属類を受け取ってはならない。

(本人確認等)

第14条 特定金属類取扱業者は、特定金属類の買受け等をしようとするときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(次項において「個人番号カード」という。)の提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、当該特定金属類の買受け等の相手方(以下この条において単に「相手方」という。)について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ当該各号に定める事項(第17条第5号において「本人特定事項」という。)の確認(以下「本人確認」という。)を行わなければならない。

(1) 自然人 氏名、住居(日本国内に住居を有しない外国人で公安委員会規則で定めるものにあつては、公安委員会規則で定める事項)及び生年月日

(2) 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

2 特定金属類取扱業者は、前項の規定により相手方の本人確認を行う場合において、相手方の法人の代表者が当該法人のために特定金属類の売買、交換又は売買若しくは交換の委託(第17条において「売買等」という。)に係る契約(以下この項及び次項において「契約」という。)をしようとするときその他の当該特定金属類取扱業者との間で現に契約の締結の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該相手方の本人確認に加え、当該契約の締結の任に当たっている自然人についても、個人番号カードの提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、本人確認を行わなければならない。

3 相手方が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の公安委員会規則で定めるものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の公安委員会規則で定めるもののために当該特定金属類取扱業者と

の間で現に契約の締結の任に当たっている自然人を相手方とみなして、第1項の規定を適用する。

- 4 第1項（前項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）又は第2項の規定にかかわらず、対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である特定金属類の買受け等をしようとする場合には、これらの規定による本人確認を行うことを要しない。

（申告）

第15条 特定金属類取扱業者は、特定金属類の買受け等をしようとする場合において、当該特定金属類について盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

（本人確認記録の作成等）

第16条 特定金属類取扱業者は、買受け等をするため、特定金属類を受け取ったときは、その都度、公安委員会規則で定めるところにより、当該特定金属類の買受け等の相手方についての本人確認の記録その他の公安委員会規則で定めるもの（第20条第2項において「本人確認記録」という。）を作成し、その作成の日から3年間、公安委員会規則で定めるところによりこれを保存しなければならない。ただし、第14条第4項の規定により本人確認を行うことを要しない場合は、この限りでない。

（取引記録の作成等）

第17条 特定金属類取扱業者は、売買等により、特定金属類を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の記録（第20条第2項において「取引記録」という。）を作成し、その作成の日から3年間、公安委員会規則で定めるところによりこれを保存しなければならない。前条ただし書の規定は、この場合について準用する。

- (1) 売買等の年月日
- (2) 売買等の場所
- (3) 売買等に係る特定金属類の品目及び数量
- (4) 売買等に係る特定金属類の特徴
- (5) 売買等の相手方の本人特定事項
- (6) 第14条第1項又は第2項の規定により行った本人確認の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

（品触れ）

第18条 警察本部長又は警察署長（次条及び第27条第4号において「警察本部長等」という。）は、必要があると認めるときは、特定金属類取扱業者に対して、盗品等の種類、品質、特徴等に係る通知（以下「品触れ」という。）を書面により、又は電子情報処理組織（茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。第3項において同じ。）を使用して発することができる。

2 特定金属類取扱業者は、前項の規定により書面により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面にその到達の日付を記載し、その到達の日から6月間これを保存しなければならない。

3 特定金属類取扱業者は、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して発せられた品触れを受けたときは、その日から6月間これを保存しなければならない。

4 特定金属類取扱業者は、品触れを受けた日に当該品触れに相当する特定金属類を所持していたとき、又は前2項の期間内に当該品触れに相当する特定金属類を受け取ったときは、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

（差止め）

第19条 特定金属類取扱業者が買受け等をした特定金属類について、盗品等であると疑うに足る相当な理由があるときは、警察本部長等は、当該特定金属類取扱業者に対し30日以内の期間を定めて、その特定金属類の保管を命ずることができる。

第4章 監督

(報告徴収及び立入検査)

第20条 公安委員会は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、特定金属類取扱業者に対し、その特定金属類取扱業に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、営業時間中において、特定金属類取扱業者の営業所又は特定金属類の保管場所若しくは解体場所に立ち入り、特定金属類、本人確認記録、取引記録その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

3 前項の場合においては、警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指示)

第21条 公安委員会は、特定金属類取扱業者又はその従業者がこの条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反し、又はその特定金属類取扱業に関し他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の流通の防止のため必要があると認めるとき又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該特定金属類取扱業者に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第22条 公安委員会は、特定金属類取扱業者又はその従業者がこの条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反し、若しくはその特定金属類取扱業に関し他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の流通の防止のため特に必要があると認めるとき若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき又は特定金属類取扱業者がこの条例に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したときは、当該特定金属類取扱業者に対し、その特定金属類取扱業の許可を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定金属類取扱業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第23条 公安委員会は、前条の規定により特定金属類取扱業の停止を命じようとするときは、茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、茨城県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第5章 雑則

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第6章 罰則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の許可を受けないで特定金属類取扱業を営んだ者
- (2) 偽りその他不正の手段により第3条の許可を受けた者
- (3) 第10条の規定に違反した者
- (4) 第22条の規定による公安委員会の命令に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条又は第14条第1項若しくは第2項の規定に違反した者
- (2) 第16条又は第17条の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第2項の規定に違反して品触れに係る書面に到達の日付を記載せず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかった者
- (2) 第18条第3項の規定に違反して品触れを保存しなかった者
- (3) 第18条第4項の規定に違反した者
- (4) 第19条の規定による警察本部長等の命令に違反した者

第28条 第5条（第6条第4項において準用する場合を含む。）の申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者は、20万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条第1項若しくは第2項又は第12条の規定に違反した者
- (3) 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- (4) 第20条第2項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第25条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第31条 第9条第1項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（金属くず商に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県金属くず取扱業に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第1項の規定による許可を受けて金属くず商を営んでいる者は、この条例の施行の日（付則第5項及び第6項において「施行日」という。）から6月を経過する日までの間（その者がその期間内にこの条例による改正後の茨城県特定金属類取扱業に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定により申請書を提出した場合にあっては、改正後の条例第3条の許可又は不許可の処分がある日までの間）は、同条の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により改正後の条例第3条の許可を受けたものとみなされる者については、改正後の条例第11条及び第12条の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第3条第1項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第3条の許可の申請とみなす。

5 前項の規定により改正後の条例第3条の許可の申請とみなされる改正前の条例第3条第1項の規定による許可の申請をした者は、施行日から起算して30日以内に、公安委員会規則で定める書類を公安委員会に提出しなければならない。

（金属くず行商に関する経過措置）

6 この条例の施行の際現に改正前の条例第19条の規定による届出をして金属くず行商を営んでいる者であって、改正前の条例第3条第1項の規定による許可を受けていないものについては、施行日から6月を経過する日までの間（その者がその期間内に改正後の条例第5条の規定により申請書を提出した場合にあっては、改正後の条例第3条の許可又は不許可の処分がある日までの間）は、なお従前の例による。この場合において、改正前の条例第2条第3項中「金属くずの」とあるのは「茨城県特定金属類取扱業に関する条例（令和6年茨城県条例第 号）第2条第1項に規定する特定金属類（以下「特定金属類」という。）の」と、改正前の条例第23条において準用する改正前の条例第10条、第11条、第12条第1項、第13条第1項及び第16条第1項中「金属くずを」とあるのは「特定金属類を」と、改正前の条例第23条に

において準用する改正前の条例第10条中「金属くず商以外」とあるのは「茨城県特定金属類取扱業に関する条例第2条第3項に規定する特定金属類取扱業者以外」と、改正前の条例第23条において準用する改正前の条例第12条第2項中「金属くずに」とあるのは「特定金属類に」と、改正前の条例第23条において準用する改正前の条例第16条第1項中「金属くずの」とあるのは「特定金属類の」と、改正前の条例第26条第2号中「金属くず」とあるのは「特定金属類」と読み替えるものとする。

（許可の基準に関する経過措置）

- 7 改正後の条例第4条第3号及び第13号の規定の適用については、改正前の条例の規定により罰金の刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、改正後の条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者とみなす。
- 8 改正後の条例第4条第8号及び第13号の規定の適用については、改正前の条例第17条の規定により許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、改正後の条例第22条の規定により許可を取り消された者とみなす。
- 9 改正後の条例第4条第9号及び第13号の規定の適用については、改正前の条例第17条の規定による許可の取消しに係る改正前の条例第18条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の公示の日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に改正前の条例第8条第1項第1号の規定により許可証を返納した者（当該返納について相当の理由がある者を除く。）は、当該返納の日において、改正後の条例第9条第1項第5号の規定により特定金属類取扱業の廃止の届出をした者とみなす。

（処分等の効力）

- 10 改正前の条例の規定によりされた許可の取消し、営業の停止その他の処分又は行為は、この付則に別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の相当規定によりされた許可の取消し、営業の停止その他の処分又は行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

- 11 この条例の施行前にした行為及びこの条例の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（刑法の一部改正に伴う経過措置）

- 12 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（次項において「刑法施行日」という。）の前日までの間における改正後の条例第4条第2号の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。
- 13 刑法施行日の前日までの間における改正後の条例第25条及び第26条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（茨城県証紙条例の一部改正）

- 14 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第54項を次のように改める。

54 特定金属類取扱業許可関係手数料

（茨城県警察関係手数料徴収条例の一部改正）

- 15 茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1中71の項及び72の項を削り、73の項を71の項とし、同表に次のように加える。

72 茨城県特定金属類取扱業に関する条例（令和6年茨城県条例第 号）第3条の許可を受けようとする者	17,000円
73 茨城県特定金属類取扱業に関する条例第6条第1項の許可の更新を受けようとする者	16,000円

(茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

16 茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表茨城県金属くず取扱業に関する条例（昭和32年茨城県条例第3号）の項を削る。

令和6年9月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦